

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°547
2016・9・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- アリさんマークの引越社相手の訴訟の状況…………… 渡辺輝人
JAつやま・残業代請求集団訴訟について…………… 則武 透
『自治体職員の働く権利Q&A』をご活用ください…………… 笹山尚人
「命の差別をしないで」障害者の死亡逸失利益をめぐる裁判記録を出版…………… 岩月浩二
フィリピンにおける人民の権利のための国際会議に参加して…………… 原 和良

〈連続企画「国会答弁を斬る！」②〉

砂川判決は、集团的自衛権を容認したものか?…………… 石井一禎

〈投稿〉小説家 永尾廣久の誕生…………… 山崎博幸

ロースクールの実情と法曹養成

法科大学院（ロースクール）制度を廃止すべきなのかもしれない…………… 江夏大樹

70期向け四団体合同事務所説明会へ是非ご参加を…………… 今泉義竜

新刊旧刊 全ての人に人間らしい労働を…………… 高崎 暢

『健康・安全で働き甲斐のある職場をつくる』

□ 南スーダンに派遣されている自衛隊の即時撤退を求める声明



モンテネグロの子ども

アリさんマークの引越社相手の 訴訟の状況

京都 渡辺 輝人

第1 概況

アリさんマークの引越社(株式会社引越社、同 関東、同関西。法人は三つだが運営は一体として行われているので以下まとめて「引越社」とする)に対しては、東京、名古屋、大阪の三地裁で、労働組合であるブレカリアートユニオン(以下「PU」)が組織した労働者や元労働者計四五名が、未払残業代や、様々な名目で天引きや減額された賃金の支払いを求めて提訴している。また、東京地裁には、シュレッダー係に配転後、解雇されたPU組合員の配転無効確認訴訟(訴訟を提起したところ解雇は撤回された)、さらに、東京都労働委員会に不当労働行為の救済命令の申立も行われている。

筆者が担当しているのは、名古屋地裁、大阪地裁の賃金等の請求訴訟であるので、それに関連して、引越社の労働者に対する苛烈な対応状況を述べる。

第2 様々な搾取の状況

1 就職時

引越社は、労働者が入社時に「誓約書」の提出を求める。この誓約書には親族が連帯保証人とな

ることを求められる。誓約書において、労働者及び連帯保証人は「会社の建物、車両、機械設備、器具等及び顧客より委託を受けた運送品に対しては、丁重に取り扱い、故意または過失によりこれを毀損もしくは紛失した場合は、その損害賠償の責に任じます。」旨、約束させられる。

引越社は、このような仕組みについて「全作業員『身元保証人』付」などとして、顧客勧誘の手段にしている。

また、多くの従業員は、入社後、社内貯金をするよう強く勧誘され、毎月二万円ほどの社内貯金をする。

2 車両工具紛失時

引越社の引越作業員が引越作業先で引越に必要な工具類、引越し先の養生等に使う道具類、地図等にいたるまで、これらを紛失した場合には車両工具紛失届を引越社に提出しなければならず、この用紙に最初から「私の責任において上記の工具を紛失致しました。付きましては給料天引きにて工具を購入し、補填することを申請します。」との記載があり、原則的に、引越作業員が自腹で全額を負担することになる上、その金額を給料から天引きされる。

引越社労働者の給与明細を見ても、毎月のように数百円から二万円近くの金額が「社販・制服」

の名目で控除されていることが分かる。このような使用者に対する報告書がそのまま天引きの同意書になっている様な書式で「労働者の真に自由な意思」を想定することは困難であり、このようなやり方による天引きは労働基準法二四条一項違反の疑いがつよい。

3 破損・トラブル発生時

引越社の引越作業員が、引越作業中に、荷物や建物を破損・汚損した場合や、引越車両を損壊した場合、引越車両により周囲を損壊した場合等は、各件ごとに、「破損・トラブル報告書」の提出を求められる。この書類においても、報告書の裏面に「同意書」欄があり、ここに「この破損・トラブルに対して私に弁済義務があることを承認します。弁済金額は①持参 若しくは ②個人的事情により給与より天引き」を希望致します。」との記載があり、同意しないことは非常に困難である。労働者が負担することとなった金員は「弁済金」名目で、毎月の給与から天引きされる。天引き額が多くなると、毎月五〇〇〇円～一万五〇〇〇円など、場合により様々な金額で継続的に天引きされる。

このような使用者に対する報告書がそのまま天引きの同意書になっている様な書式で「労働者の真に自由な意思」を想定することは困難であり、

このようなやり方による天引きは労働基準法二四条一項違反の疑いがつよい。

4 「引越社グループ友の会」の役割

引越社に就職すると、労働者の多くは「引越社グループ友の会」(以下「友の会」とする)に入会させられる。就職時に入会しない場合でも、弁済金の金額が多額になったときは入会させられることが多い。「友の会」は名目上は引越社とは別団体の体裁をとるが、組織実態は乏しい。労働者は毎月一〇〇〇円～三五〇〇円程度の会費を「共済費等」の費目で天引きで徴収される。

弁済金の総額が数十万円に達すると、労働者は「友の会」に対して、引越社に一括返済するための金員の借り入れを申し込むこととなり、その際、「事前承諾書」の部分に「私が、退職等により借入金返済が困難に成った場合は、退職月給与より一括にて返済、或は、社内貯金より相殺して頂くことを事前承諾の上申し込み致します。」と記載されており、社内貯金と「友の会」からの借入金を相殺することに同意させられる。労働者の社内貯金返還請求権は「友の会」に対してではなく、引越社に対するものであるから、労働者が引越社に対して有する社内貯金返還請求権と、「友の会」が労働者に対して有する貸金返還請求権を相殺することは法的に不可能であると思われる、この点から

も、「友の会」に独立した運営実態がないことが分かる。

また、「友の会」からの借り入れに際しては、引越社に対しても、「退職等により引越社グループ友の会からの借入金の返済が困難に成った場合、私の給料及び社内貯金から友の会に充当してください。よろしくお願い致します。」旨記載した「友の会借用」引越社への依頼書」を提出するように求められる。ここでも、引越社と「友の会」が別の権利義務主体であると考えた場合、法的根拠が不明な「充当」を合意することとなる。

申し込みが可とされると「借用書」を作成し、労働者は、毎月二万円程度を分割して「友の会」に返済することになるが、これは、「友の会」の会費(「共済費等」とは別に、「友の会」名目で毎月の給与から天引きされることとなる。借用書にはやはり連帯保証人をつけなければならない。

「友の会」からの借り入れについては、社内貯金の金額以下であるか、そうでない場合、入社時の誓約書と同一人物が「土地付」で連帯保証するか否か、で決裁権者が異なる。

「友の会」の会費名下に同会が名目上立て替えた弁済金を給与から天引きすることについて、「労働者の真に自由な意思」を想定することは困難であり、このようなやり方による天引きは労働基準法二四条一項違反の疑いがつよい。

5 退職時の処理

労働者が引越社を退職する場合は、「退職届」を提出するが、そこには「★後日弁償や会社から貸与されていた形態等の個人負担分による債務が発生した場合、お手数ですが私の有する給与・社内貯金等から相殺して頂くよう宜しくお願い致します。不足の時は持参するか振込にて対応致します。」旨、最初から記載されている。

この点、社内貯金はもともと賃金を支払わずに貯金しているものだから、仮に貯金の時点で預金債権に転化するとしても、これを相殺の対象とするのは、法の予定しないところではないのだろうか。

また、同書の「支店確認欄」では、最初から「社内預金額」と並んで「相殺金額」を記入する欄があり実際に社内貯金との相殺が行われる。なお、再就職先に問題がある場合は「ペナルティー」を科すことまで予定されている。

さらに、退職に際しては、社内貯金と引越社及び「友の会」への債務の相殺を申し出ることとなっている。

さらに、債務が残る場合は、退職時に、引越社に対して負担している「借入金」について、「準消費貸借契約書」で、毎月分割して、「友の会」宛に返済することを約束させられる。人によって、その額は一〇〇万円を超えることもあり、毎月一万

円とか一万五〇〇〇円ずつ返済していくことになる。

6 弁済金の金額決定の仕組み

個々の事故・破損・紛失等についての弁済金の金額は専ら引越社が決定する。本人の負担比率等もすべて引越社が決定し、過去には一〇〇%、五〇%など高率の負担を求められることもしばしばあった。近年は、一連の動きを支援するプレカリアートユニオンの追及を受け、負担率の条件を三〇%とするなどしているようである(それでも異常に高額であるが)。

7 グループ内での異動時の処理

上記の天引きは、引越社グループ会社内で異動になった場合も、相変わらず続く。法的にはどのような処理がされているのか不明である。

8 売上不足を理由とする恒常的給与カット

また、引越社では、売上が目標に達していないなどとしながら、実際の経営上の数字を開示することもなく、恒常的に賃金総額からの五%カット、さらに二%カットなどが行われている。このような賃金カットを行っていることを引越社も否定しない。

このような賃金カットは全く根拠のないもので

あり、労働基準法二四条に違反する疑いがつよい。

第3 まとめ

上述のように、引越社においては、労働者の入社時や、「友の会」借入時等にそれぞれ連帯保証人を立てさせ、また、社内貯金を引越社が決定する労働者の「弁済金」負担の担保とした上、「社販・制服」「弁済金」「友の会」など、数々の費目で労働者の賃金から天引きし、それで足りない場合は、労働者の退職時に担保とされた社内貯金と相殺し、それでも足りないときは、追加で労働者に支払わせたり、連帯保証人ともども、労働者に後年にわたって分割での返済を求めている。

結局、引越社においては、引越社が一方的に労働者の損害賠償額を決定した上、それについて日常的に労働基準法二四条に違反する賃金からの天引きが行われ、その不法な天引きについて、連帯保証人や社内貯金によって担保される、という仕組みが取られており、労働者が天引きを拒否することがほとんど不可能な状態になっていると考えざるを得ない。これは、労働者に対する違法・不当かつ非常に苛烈な搾取に他ならない。このような天引き額は、人によって額は区々であるが、合計で数十万円から百万円単位になる。

これらの組織的な天引きないし弁済の仕組みは、重層的に労働基準法二四条に違反するものであり、単なる賃金不払いではなく、率直に賃金債

権侵害の不法行為だと考える。訴訟でもその観点で必勝を期さなければならぬと考えている。なお、引越社については、残業代についても様々な

問題があるが、紙面の関係で触れない。

JAつやま・残業代請求集団訴訟について

岡山 則武 透

二 ○一六年二月一八日、原告数二二四名、請求総額約三億円にも及ぶ残業代未払請求の裁判を提訴しました。原告のみなさんは、いづれ

も、岡山県北部にある組合員数約二万名、職員数四〇〇名の規模の津山農業協同組合(以下「JAつやま」といいます)に勤務する労働者です。また、JAつやまには、全職員の内、三〇〇名を組織する津山農協労働組合(以下「労働組合」といいます)があります。津山市は人口約一〇万人の岡山県北部の中核都市ですが、岡山市からは自動車でもJRでも片道約一時間半の時間がかかる交通の不便なところです。

JAつやまでは、長年、残業代の未払いが常態

化していました。農協には、信用、共済、購買、営農指導(農業の指導などを行う部署)など様々な部署があります。とりわけ、農繁期には営農指導の職員は、長時間の残業を強いられました。

そこで、労働組合は団体交渉による穏便な解決を模索していましたが、JAつやま側は残業時間の計算に不可欠となるタイムカードの提出を渋ったり、末端管理職に過ぎない代理級職員(課長代理)を管理監督者にする職員規程の変更を一方的に強行したりするなど、まともに対応しませんでした。津山労働基準監督署の残業代を支払うようにとの是正勧告に対しても、労働者本人から申請のあった一部だけの支払いで済ませるなど、な

おざりの対応でした。そこで、やむなく提訴に至ったのがこの事件です。

私も、これまで多くの残業代未払事件を扱ってきましたが、これだけ多数の労働者が原告となる事件は初めてです。しかも、県北の農村に勤務する労働者が訴訟に立ち上がることは大変に勇気のあることでした。逆に、それだけJAつやまの労働者の皆さんが苦しめられてきたということを示しています。

約

一〇年前から、私が労働組合からの相談を受けていた関係で、当初は私だけで対応していましたが、訴訟やむなしとの意見が大勢を占

めるようになった二〇一五年七月末に五名の弁護士を結成しました。

まず、弁護士結成直後の二〇一五年八月、消滅時効を暫定的に中断するために、内容証明郵便で残業代の請求を行いました。翌九月の団体交渉に弁護団のメンバーも出席し、やっとタイムカードの開示が実現しました。開示されたタイムカードについては、労働組合の役員が手分けして残業時間をチェックしました。一方、残業代の計算には賃金台帳の開示も必要となります。賃金台帳については、労働者のプライバシーの問題があるので、弁護士限りということで開示が実現しました。こうして、二四名の残業代の金額がはっきりしたのは、内容証明郵便による暫定中断効が切れる直前のことでした。そこで、労働組合はJ Aつやまに対して、消滅時効の主張をしないのであれば提訴せずに団体交渉による話し合いでの解決を図るとの申し入れを行いました。残念なことにJ Aつやまはこの労働組合の申し入れを拒否したので、やむなく提訴に至ったのです。その他にも、計一四カ所の支所別の学習会に弁護団の弁護士が手分けして参加するなどして、労働組合の団結を維持すると共に、労働組合員の不安の解消に努めてきました。

本 事件は、当初、地元の岡山地裁津山支部に提訴したのですが、同支部は合議事件の出

来ない小さな裁判なので、岡山地裁本庁に回付されました。その後、さる六月二日にやっと第一回口頭弁論が開かれました。第一回口頭弁論では、私は弁護士を代表して、本事件の目的は、①奪われた残業代を回復すること、②労働時間を適正にすることで労働者の生命・健康を守ること、③コンプライアンスを遵守することでJ Aつやまの信頼を回復することの三つであると意見を陳述しました。地元の新聞社やテレビ局はもろろんのこと、規模の大きさ故か、東京のマスコミからも取材を受けました。

また、被告J Aつやまは内容に立ち入った答弁をしておりませんが、今後、残業命令の存否、タイムカードと実際の労働時間との乖離、管理監督者などが争点となると予想されます。単なる末端の中間管理職を管理職というだけで管理監督者（労基法四二条二号）にして残業代の支払いを免れることが他の企業でも横行しています。しかし、本来、管理監督者とは、自分の労働時間を自由に管理できるレベル、すなわち経営者と同じ高い地位にある労働者のことを指すものです。マクドナルドの「名ばかり店長」が管理監督者に当たらないとされた平成二〇年東京地裁判決は皆さんの記憶に新しいことと存じます。これから始まるJ Aつやまの事件でも、この管理監督者をどのように考えるかが最も中心的争点となるでしょう。

今

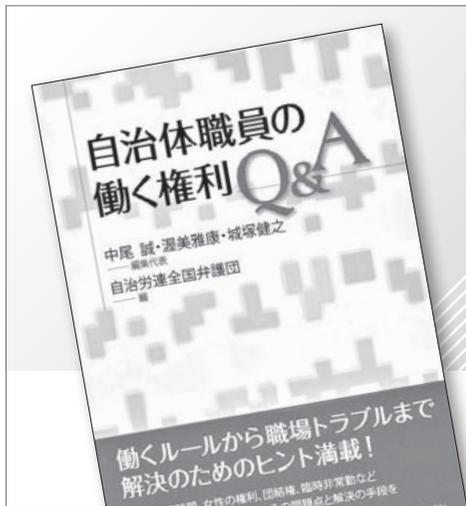
安倍政権は、一定の年収以上のホワイトカラー労働者には残業代を支払わなくてもよいとする「残業代ゼロ法案」を国会に提案しようとしています。しかし、むしろ日本の労働問題の焦眉の課題は、過労死に至るような長時間過密労働をどのように根絶するかであり、「残業代ゼロ法案」は問題を解決するどころか、さらに深刻化させることにつながるのです。

是非、今回のJ Aつやまの事件を機に、長時間過密労働の根絶を共に考え頂きたいと存じます。

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】	10月17日(月)10時半～	青法協本部
【司法問題対策委員会】	10月25日(火)18時～	青法協本部
【修習生委員会】	10月25日(火)10時～	青法協本部
【広報委員会】	10月31日(月)18時～	青法協本部



『自治体職員の働く権利Q&A』を ご活用ください

東京 笹山 尚人

1 二〇一六年四月、日本自治体労働組合総連合(自治労連)の顧問弁護士である自治

労連全国弁護団は、日本評論社から「自治体職員の働く権利Q&A」を出版しました。私も編集委員会の一員として参加をしました。その立場からこの書籍について全国の青法協会員のみなさまにご一読、ご活用をお願いしたく、紹介させていただきます。

2 自治体の労働者は、憲法の定める人権保障のために、実際に市民の一番そばでその

実務を担う存在です。自治体の労働者は、だからこそ、高い公共サービスの実現と、それを担う自らの労働条件の確立のために奮闘しています。自治体労働組合はそうした自治体労働者の団結体として活動しており、いわば「憲法の守り手である」といえましょう。

こうした状況に照らせば、昨今の病的な公務員バッシングは極めて危ういものをはらんでいるといえます。多くの青法協会員のみなさまに、その風潮に加担せず、自治体労働者と権利闘争に関心を持っていただきたいと存じます。

自治労連弁護団は、自治労連の顧問弁護士として一九九四年の結成以来、全国各地の自治体労働者の権利を獲得、発展させるたかひに取り組んできました。そうした経験を踏まえ、地

方公務員に発生する労働問題について、法律知識や判例を正確に伝え、起こっているたかひに臨む基礎知識を蓄えたり、自治体労働者や労働組合の権利をどうやったら拡大できるかという運動の参考知識を提供しようということで、本書を出版しました。

3 内容的には、「給与」、「勤務時間、休日、休暇」、「懲戒」や「分限処分」、「公務災害」

といった基本的な労働条件に関わる問題のほか、育児休業や介護休業といった仕事と生活の両立の問題や、セクハラやパワハラといった職場のトラブルといった問題、臨時・非常勤といった自治体における非正規雇用の問題をも取り扱い、アップデートな内容にしています。

また、他の労働法の解説本に比べれば、そもそも自治体労働者は「労働契約」ではなく「任用」に基づいて就労しているので、「任用制度」についても解説しています。自治体職員の場合、法の適用関係が民間の労働者の場合とは異なる場面があり、弁護士が相談を受けた場合に民間労働者に対するそれと同じ知識で回答できない場合があるので注意が必要です。

さらに、「憲法の守り手」としての自治体労働組合の旺盛で活発な活動を今後とも発展させるために、「団結権」の項目で、自治体の労働組合の活動

について多数の頁を設けている点も特徴です。

内容になっています。

4

記載の仕方は、問題ごとに理解を深められるよう、Q&A形式で九二問に分け、具体的な設問に回答する形で解説しました。判例や通達などの紹介にも力を入れました。

以上により、実務的にも、弁護士会員のみなさまが自治体あるいは自治体労働者からの相談を受けた場合に十分対応できる書籍として、充実した

5

このQ&Aの執筆には、全国四五名の自治労連弁護士が参加しました。青法協会員も多く含まれています。

ぜひお手にとって頂き、ご活用をお願いしたいと存じます。

定価は一九〇〇円(消費税別)です。書店になれば自治労連までお問い合わせください。な

お、日本評論社のHd (<http://www.nippy.co.jp/book/7097.html>)からご購入いただけます。

『自治体職員の働く権利Q&A』
自治労連全国弁護士編
出版社：日本評論社
定 価：二九〇〇円＋税
A5判 一三三頁

「命の差別をしないで」

障害者の死亡逸失利益をめぐる裁判記録を出版

あいち 岩月 浩二

1 二〇一六年四月、中谷雄二弁護士らとともに『晃平君「いのちの差別」裁判』を出版

した。

この裁判では、施設内事故で死亡した重度の知的障害で自閉症の伊藤晃平君(当時一五歳)の死亡損害に対する賠償額が争点となった。施設側

(損害保険会社が代理)は、被害児には逸失利益は認められないとして慰謝料のみの賠償一五〇〇万円を主張した。この賠償額は同年齢の健常児の

死亡事故の賠償額のほぼ四分の一に過ぎない。

死亡事故や後遺障害が問題になる人身事故では、私たちは当然のように将来的に見込まれる収

入を基礎として逸失利益を算定する。確立された裁判実務だからだ。そして、裁判実務に従う限り、晃平君のように、未だ発語がなく身辺自立も

ない最重度とされる知的障害児の場合、逸失利益ゼロは当然の結果ということになる。

しかし、裁判実務に従ったこの結果は、生命侵害

の賠償額に著しい差をもたらす。生命の尊厳の平等という根本的な価値と甚だしい矛盾を免れない。

2

障害があろうと子を持つ親の気持ちに変わりはない。とくに晃平君の家族は笑いの絶えない家族だった。晃平君のさりげない行動が家族の笑いを誘う。笑っている家族の姿を見て晃平君が嬉しくて笑う。健全児にとっては当たり前の成長過程をゆつくりとたどる晃平君の姿は、家族を感動させてきた。晃平君を愛する家族に囲まれ晃平君は間違いなく幸せな時間を送っていた。

施設の過失で命を奪われた上、逸失利益を否定され、生きていても社会的な価値がないとの烙印を押されることは家族にとって耐えがたい仕打ちだった。

家族にとっては健全児と同額の賠償がなされる

藤本文朗・中谷雄二・岩月浩二



ことは、あまりにも当然なことだった。施設側は頑なに提示額を譲らなかつた。こうして、この事件は裁判になった。

3

根本的には生命の平等の価値観に基づいて、生命侵害の事案の賠償は定額であるべきことを主張しつつも、具体的な訴訟進行では晃平君の就労可能性の立証を並行して行った。しかし、最重度に分類される晃平君の就労可能性を具体的に証明することは極めて困難だった。発達障害児に関する高名な専門家すら抽象的な可能性を論じるのが精一杯だった。

ほぼ手詰まりと思われた中、発達障害児の言語療法に長く従事してきた、愛情と熱意にあふれる臨床家に巡り会うことができたのは全くの偶然だった。彼女は養護学校と母親との間で毎日交わされた膨大な連絡帳を

被害児の母親を含む裁判に関わった関係者6名の共著。
出版社：風媒社
定価：1800円+税
サイズ：四六判並製208頁
風媒社のホームページでお求めいただけます。

読み解き、的確に晃平君の発達を阻害してきた外在的な要因を剔抉し、晃平君が本来有している潜在的な能力を明らかにした。そして将来、就労する姿まで具体的に示す大部の鑑定

意見を裁判所に提出してくれた。難事件を手がけると、ときにそうした幸運に巡り会う。偶然に見えてそうではない。幸運をつかみ取るのは、戦いを続けているからだ。

4

結審時点での裁判の印象は悪くなく、裁判を支援してくれた人々たちも含めて、良い結果が出ることを確信していた。ところが、判決期日直前の一週間で、裁判所の主導で、急転直下、和解で解決することになった。

裁判所は、就労の具体的な可能性は認められるが、逸失利益を認めるに足りる蓋然性までは認められないとの見解を示した。他方、裁判所は生命の平等を主張する原告の主張を踏まえて、一定額の逸失利益を認める和解で解決するのが相当とした。裁判所は、障害年金の支給額を基礎とした逸失利益約七七〇万円を認める和解案を提示し、結局、原告も被告もこの和解案を受け入れた。

最重度に分類された知的障害児について逸失利益を認める例は皆無であり、生命の平等に向けた画期的な和解を勝ち取ったといえる。

5

この裁判では、支援する会の活動に触れないわけにはいかない。様々な事情から組織的な協力を受けることができず、支援する会は裁判の趣旨に賛同する小規模

な個人の集まりに過ぎなかった。毎月の駅前街頭宣伝で、街頭署名に応じてくれる市民は、思いがけなく多数に上った。この裁判に対する市民の共感の強さに励まされた。こうして集めた署名は一万を超えた。組織的な協力が得られない中で、署名数として決して少なくない。

蓋然性が認められないとしながら、裁判所が逸失利益を否定する判決を書くことができないところまで追い込んだのは、こうした運動の力が最終的にマスコミを含む世論を喚起したことが背景にある。

また原告となった母親や兄弟たちの迷いのない、毅然とした姿は弁護士や支援する会の人たちを励まし続けた。

古くから言われているように、困難な裁判で成果を挙げるためには、運動と弁護士と当事者の結束が不可欠であることをこの裁判は示している。

6

提訴当時、知的障害児の逸失利益を認めた判決は、中等度の障害児に関する一例しかなかった。提訴した二〇〇九年の二月に札幌地裁と青森地裁で相次いで重度知的障害児の逸失利益を認める判決と和解がなされたが、その後、そうした例は私の知る限りではない。

先例の中では最も重度の障害児の逸失利益を認めたこの事件の和解は、そうした貴重な先例の一つ

といえるだろう。ささやかだが一歩を進めたのだ。

7

逸失利益が相続されるとする生命侵害の賠償額の算定方式については、交通死亡事故裁判が多発していた一九六五年にすでに西原道雄教授が、人間を利益を生み出す機械として扱うものだと鋭く批判し、死亡賠償の定額化を主張していた(私法二七巻)。

おりしも七月、前例のないヘイトクライムである相模原殺傷事件が起きた。障害者の生命を差別する裁判例が、この事件と無関係とはいえないだろう。人間を利益を生み出す機械のように扱うと指弾される裁判のありようがいつか克服されることを願わずにはられない。個人の尊重という憲法の基本理念は、個人がそれぞれが等しく人として尊重されることを求めているのだから。

二〇一六年度第三回常任委員会(沖縄)のご案内

青法協弁学合同部会は、後記の要領で第三回常任委員会を行います。常任委員以外の会員もぜひご参加下さい。

記

□日時 二〇一六年二月一日(金) 一三時半～三日(土) 二一時(予定)

□場所 那覇市内

□地元企画 二月三日(土) 二一時二五分(予定)

オプショナルツアー 「高江を訪ねる」(予定)

詳細は別途送付予定の常任委員会の案内をご参照いただくか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせください。

フィリピンにおける 人民の権利のための国際会議に参加して

青法協弁学合同部会議長(東京) 原 和良

1

七月二三日、二四日にフィリピン、ダバオ市で開催された「フィリピンにおける人民の権利のための国際会議」(「International Conference for Peoples, Rights in the Philippines」= ICPRP)に、青法協として招待を受け参加してきました。

同国際会議は、名前の通り、フィリピン人民が抱える様々な人権課題(米軍との軍事同盟の問題、国内での内紛、格差と貧困問題、海外で生活する移民問題、国家的開発のもとで強制退去を強いられている先住民族の集団的権利の問題)などを主なテーマとした国際会議ですが、同時にアメリカを軸とした西側諸国の世界的軍事支配、グローバリズム・新自由主義経済政策による人民の搾取、各国での人権抑圧などについて交流し、連帯を強めることを目的として開催された国際会議でもあります。

2

五月九日に行われたフィリピン大統領選挙では、親米政権であったアキノ政権に代わり、汚職の追放と行政の透明化、薬物犯罪の撲滅、貧困の解消、ミンダナオ島を中心とした新人民軍(National Peoples Army)との内戦終結・和平協定の締結を掲げるロドリゴ・デュテルテ大統領が当選し、フィリピン政治に大きな変化がもたらされるのではないかと、この期待感に満ち溢れて



ICPRP 総会の様子

いました。同国際会議にも、デュテルテ大統領の参加が予定されていたのですが、翌日に演説が行われるという慌ただしい状況の中で、参加は実現されませんでした。

(デュテルテ政権には、National Progressive Front という民主主義勢力のメンバーが労働、社会保障など民生に関わる部門の閣僚として参加しており、いわば挙国一致的性格を持っています。もっとも、同政権が行う政策をすべて支持しているわけではなく、例えば薬物犯罪取り締まりの強化のために、被疑者の射殺を推進していることに対してはデュープロセスを侵害するものとして厳しい批判の声もあります)。

3

私は、二日目、「アメリカの表裏、フィリピンにおける軍事化と国家テロ」という分科会に参加しました。アメリカの国際的軍事戦略についての詳細なフィリピン大学教授 (Dr. Roland G. Simbulan) の基調報告を受けて、私は、日本に

おける安倍政権のもとでの軍国主義化、沖縄の基地闘争について発言を行いました。すなわち、アメリカの世界戦略により積極的に従属する形で安倍政権が集团的自衛権容認の解釈改憲・閣議決定を行い、その後これを法制度として実現するための安全保障関連法を強行的に施行したこ

うことを呼びかけました(高江のたたかいについては、日本から参加していた運動団体の他の参加者も発言をしてくれました)。また、日本国際法律家協会を代表して参加していた長谷川弥生弁護士(当会会員)は、「移民と難民の権利における法の役割」に関する分科会で、日本における貧困な移民・難民政策の現状、人権侵害を告発し日本国内における移民・難民の権利の確立と地位向上、フィリピン人民との連帯を訴えました。

4

私は、会議終了後、ダバオ市よりさらに南のジェネラルサントス市に数日訪問し、先住民族の働くブランドーションなどを視察してきました。政治腐敗と内戦によるインフラ整備の遅れを主要な原因として、フィリピンに行って感じたことは、貧富の差が想像以上に大きく、これが大きく国の経済発展を阻害している要因となっているということです。日本でも今、格差社会化の進行が大きな問題となっていますが、貧困の撲滅が実は国の政治と治安の安定にとって極めて重要な要素であり、貧困がないこと(教育や医療、介護や福祉が心配なく受けられること)は、それ自体国の富であることをつくづく感じました。



【上】ダバオ市内の日系企業の工場閉鎖・全員解雇に反対する労働者のストライキを視察、激励

【左】フィリピンの先住民族の子どもたち



と、そして更なる明文改憲がもくろまれていることを紹介し、他方で、軍事同盟強化の最大の矛盾の集点として沖縄の辺野古基地建設、高江のヘリパッドの建設が強行されようとしていること、これらの悪政に対して、これまでの政党や団体の枠を超えて共同のたたかいが広がっていること、フィリピン人民と共通の敵に対する共通の目的を持ったたたかいとして連帯してたたか

砂川判決は、集団的自衛権を容認したのか？

憲法委員会 石井 一 禎

二〇一四年、安倍内閣により、閣議決定による集団的自衛権の容認が行われ、その翌年の二〇一五年に集団的自衛権の行使を前提とした安保法が制定されました。政府と与党は、集団的自衛権を認める根拠として、砂川事件の最高裁判所判決（一九五九年二月二六日大法院判決）の判旨を引用して、同判決が文言上は、集団的自衛権と個別の自衛権を区別せず、自衛に必要な措置を採りえるので、集団的自衛権を認めても、憲法違反ではないと主張しています。では、本当に砂川判決は、集団的自衛権を認めた判決なのでしょうか。

一 砂川事件の概要

では、そもそも、砂川事件とは、どのような事件だったのでしょうか。

砂川事件とは、日米安保条約に基づいて設営さ

れた米軍基地に立ち入った学生・労働者に対し、刑事特別法二条違反の有無が問われた刑事裁判であり、これに関連して、日米安保条約や行政協定の合憲性が問われたものです。

つまり、砂川事件の主要な争点は、日米安保条約や行政協定の合憲性であって、自衛権の存否や集団的自衛権行使の可否ではないのです。

実際、衆議院の安保法に関する特別委員会において、宮本徹議員（日本共産党）の、砂川事件が集団的自衛権に触れた判決かという質問に対して、内閣法制局長官である横島氏は、「集団的自衛権について触れているわけではございません」と答弁しており（二〇一五年衆議院、我が国及び国際平和社会の平和安全法制に関する特別委員会第八号、二〇一五年六月一〇日）、砂川事件では集団的自衛権の有無が争点となっていないことを認

めています。

二 砂川事件についての安倍首相の答弁

安倍首相は、砂川事件について、以下のように述べています。

「このように、平和安全法制（安保法）の考え方は、砂川事件判決の考え方に沿ったものであり、判決の範囲内にあります。この意味で、砂川事件の最高裁判決は、集団的自衛権の限定容認が、合憲でありえる根拠たりえるものであると考えているところであります。」

「そして、憲法解釈を最終的に確定する権能を有する唯一の機関は、最高裁判所であり、平和安全法制は、その考え方に沿った判決の範囲内のものであると考えております。」（二〇一五年衆議院、我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会、自由民主党の今津委員の質問に対する安倍首相の答弁、第一四号、二〇一五年六月二六日）。つまり、政府は、最高裁判所が集団的自衛権を主要な争点としていない砂川事件において、憲法上、集団的自衛権を認めたと解釈しているから、憲法違反にならない、というのです。

三 問題の砂川事件の判旨の部分

では、政府が砂川事件判決のどの部分に着目して、集団的自衛権を認めたものか検証してみま

す。砂川事件においては、以下のような判旨を述べています。

①「わが国が主権国として持つ固有の自衛権は、憲法九条により、何ら否定されたものではなく」

②「わが国が、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりえることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。」

政府と与党は、砂川事件の上記判旨の文言に着目して、集団的自衛権も文言上は否定していないから、集団的自衛権も憲法違反でないとしています。確かに、上記の砂川事件の判旨部分は、文言上は、集団的、個別的とは区別していません。

しかし、砂川事件は、続けて以下のような判旨を述べています。

①の後に「わが憲法の平和主義は、無防備、無抵抗を定めたものではない。」

と述べています。つまり、日本が他国から侵略を受けた時、それを排除するため自衛権を行使できるのかということを議論にしています。

また、②の後に「他国に安全保障を求めることも禁するものではないのである。」と述べています。これも、日本が侵略された場合を前提に、他国に助けを求めることができるのかという議論をしています。

つまり、砂川事件の判決の文章の流れからすれば、

他国が自国たる日本国を侵略してきたとき、日本国自身が自国を防衛する権利があるのかについての話をしており、日本以外の第三国がある国から攻撃を受けた場合、日本が武力攻撃をした国に対して実力行使できるのかについて議論などしていません。

砂川事件の判旨は、あくまで個別的自衛権の話をしているのです。

四 砂川判決は、憲法上、集団的自衛権を認めただけではない

砂川事件の最高裁判決の後の一九七二年一〇月一四日、政府は集団的自衛権を行使することは憲法違反であるとの見解（昭和四七年見解）を述べています。

砂川事件が集団的自衛権を憲法上容認した判例であるならば、集団的自衛権を行使することが憲法違反であるとした昭和四七年見解を出すはずがありません。そして、一九七二年に出された昭和四七年見解以降、二〇一四年に安倍内閣が閣議決定で集団的自衛権を認めるまでの四二年間、政府見解に集団的自衛権を認めるような見解はなされていません。

このような事情からすれば、政府自身も、砂川事件があくまで個別的自衛権についての議論をしたものであり、集団的自衛権を憲法上容認した判

決とは考えていなかったといえます。

以上により、砂川事件において、最高裁判所が集団的自衛権を容認した判例ではないことは明らかです。

安倍首相は、「憲法解釈を最終的に確定する権能を有する唯一の機関は、最高裁判所であり」と述べながら、実際したことは、政府が従来違憲と考えられてきた集団的自衛権を憲法第九六条で規定された改憲手続きを経ず、合憲とするために過去の最高裁判所の判例について無理な解釈をしたものといえます。

このように、特定の内閣が最高裁判所の判旨の一部の文言を切り出して都合のいいように解釈して、従来違憲と考えられてきた集団的自衛権の行使を合憲と判断することは、憲法第九六条の規定する憲法改正手続きを骨抜きにしてしまうものであり、立憲主義の点から問題があると考えます。



投稿

小説家 永尾廣久の誕生

岡山 山崎 博幸

を学び、何を考え、どのような活動や運動をしてきたのか、また教官の講義内容、教官による差別と選別の言動、教官宅の訪問等々、研修所の日常生活に至るまで細かく記録した資料はこの小説の他にはありません。これは永尾さんだけがなしえた仕事であり、後にも先にも出ないだろうと思います。

◆『小説司法修習生』

同期(二六期)の永尾廣久さんから一冊の本が届きました。題名が「小説司法修習生」それぞれの人生」とあり、著者「霧山昴」、花伝社出版の四〇〇頁を超える堂々とした本です。「霧山昴」は永尾さんのペンネームです。私は永尾さんと同じ横浜修習で、私が実務期の二六期青法協の議長をしていたこともあり、長いつき合いとなっています。

◆ 永尾さんの作家的資質

本人からきいた話ですが、永尾さんは修習生時代から自宅にテレビを置いてない、とのことでした。まさか買えないわけではないだろうから、見ないために置かない、ということだと思います。永尾さんはテレビを見ないからいまだに小泉今日子の顔を知らないと言います。しかし、それで生きていくのに困るといふこともないでしょう。永尾

さんの、テレビを置かないという作家的姿勢には敬服の限りです。

◆ 激動下の司法修習生

二六期の修習開始は一九七二年四月です。一九六九年から一九七二年にかけて猛烈な青法協攻撃が展開されました。右翼雑誌の「全貌」が口火を切り、全国紙がこれに続き、最高裁事務総局、そして当時の佐藤内閣が総力を結集して青法協会員裁判官の攻撃に乗り出しました。戦後司法の反民主主義的な転換をもたらす司法反動が吹き荒れた時代でした。この小説はこうした司法の激動期における司法修習生のリアルな姿を描いたものです。この当時の歴史については既に青法協の記念誌や鷲野忠雄元事務局長の『検証・司法の危機』（日本評論社）など、詳細な記録が残されていて、その全体像が明らかとなっています。

しかし、この激動期の下で司法修習生は毎日何

◆ それから四四年後の司法

二六期の前期修習から四四年が過ぎました。四〇数年の歳月を経て、二六期のなから現在の最高裁判所長官(寺田逸郎)が選ばれました。いまの検事総長はたしか二八期であり、その前の検事総長は二六期が二代続きました。つまり司法の激動期に官僚法曹となるべく選別育成され、その後実務に入って幾多の競争に勝ち抜いてきた人物がトップにいます。その下にエリート官僚がいるのですが、裁判所、検察庁ともに現在の中枢にいるのは激動期以降の官僚ということになります。つまり、激動期において構築された官僚法曹養成のシステムがその後も継続固定化し、その下で育成強化された分厚い官僚群が組織の中心にいる、というのが現在の司法(検察も含めて)の状況ではないかと思えます。ということは、この小説は現在の司法の四四年前の原形を写し出していると思えることができます。従ってこの小説は若い法律家

ロースクールの実情と 法曹養成

もない。大学の授業に、出席するも、授業のレベルは様々であり、教授との距離も遠い。「こんな感じで、本当に司法試験に受かるのだろうか」と不安に苛まれる日々を過ごしていた。

しかし、そのような中でも、憲法ゼミに所属し、同ゼミの指導教授のすばらしい指導に恵まれ、かつ法科大学院の進学を薦めてくれたおかげで、幸い、大学院に進学することができた。

法科大学院では、大学時代とは異なり、周りの人たちは、皆法曹となることを目標としている者たちである。授業における教授との距離が近く、質問に対しても真摯に対応していただいたし、飲み会など授業の枠を超えて親睦を深めていった。また、指導熱心な検察官の実務家教授は、尊敬して止まない恩師であり、かけがえない出会いである。

また、大学院で行われる法律相談の授業で、旬報法律事務所の鴨田先生のもと、実際に起こっている労働事件に触れることができた。鴨田先生のお話や、法律相談を通じて、司法試験に合格するのとはか考えていなかった私に「労働者側に立って、労働者と一緒に

戦っていく弁護士になろうかな? どうしようかな?」という将来の道筋が見え始めた。

今までの司法試験だけのための勉強ではなく、人権問題や労働問題を専門として働きたいという将来への道筋が見え始めたのは、法科大学院での充実した授業と出会いがあったからに他ならない。

法科大学院は、上記のようなかけがえない出会いと実務にふれあい、将来の進む道を提示してくれ、もちろん辛いときもあったが、日々、学ぶ楽しさを感じながら過ごすことができた。このように、私にとって、法科大学院制度は、現在の私に多大な影響を与えた素晴らしい制度であり、このような個人的経験から、「線」として法曹養成プロセスである法科大学院制度に、私は賛成であるのだが……。

3 法科大学院制度のデメリット

一方で、法科大学院制度のデメリットは、これをあげたらキリがないが、私が考える最も大きな問題は、重くのしかかる学費である。

当然、ロースクールを卒業したとしても、合格できない人が大勢いる。このように合格できないリスクを抱えたまま、多額の学費(罰金)を支払った上で、ロースクールに進学したと思う人は、罰金が重くのしかからない富

裕層を除き、どれだけいるだろうか。

こんな制度では、多様な人材が集まるはずがない。むしろ以前のような一発試験の方が、平等で、多様な人材を集めることができるのではないか。法科大学院に未履修者の枠を設けるよりも、一発試験とし、年齢はもちろんのこと、受験回数制限を設けず、いつでもトライできるようにして、人材の多様性を図る方が、よほど合理的である。

また、現在では、予備試験なる裏ルートができがあり、法科大学院離れは急激に加速しており、勉強熱心な質の高い学生が法科大学院へ進学していないとの現状も漏れ伝え聞いている。やはり、法科大学院制度には、「線」のプロセスの中で成長を遂げられるというメリットがあるものの、いち早く合格することに越したことはないと考える学生が圧倒的に多いのであろうし、なにより罰金を支払わないで済む。

したがって、学生らが、法科大学院に進学しないのも、十分納得できる。

4 私の意見

以上雑多に意見を述べたが、結論として、私の理想は、金銭的負担が重くのしかからない法科大学院制度の法曹養成を行うことであ

る。そのためには、給付制奨学金制度の充実などが望まれる。

しかしながら、上記理想の実現が不可能であるならば、法科大学院制度を廃止し、司法修

習期間を延ばし、修習期間を通じて、様々な指

導を受け・経験ができる制度として機能させる

べきであると考ええる。司法試験に合格するまで

は、受験生に我慢してもらい、その後の司法修

習で様々な経験をしていただくことになろう。

いずれにせよ、法曹への道が誰にでも平等

に開かれているという、公平な制度設計をし

なければならぬと、私は考えている。

青法協会所属の法律事務所のみなさま

七〇期向け四団体合同事務所説明会へ是非ご参加を

修習生委員会からの
お知らせ

修習生委員会 今泉 義竜

またこの季節がやってきました。恒例の四団体合同(自由法曹団、日民協、労働弁護団、青法協弁学合同部会)事務所説明会を開催します。

七〇期は、今年二月下旬から一年間の司法修習を行い、来年二月登録予定の期です。和光での導入修習期間中に説明会を開催するため、多数の修習生の参加が予想されます。多くの事務所に参加していただき、新しい出会いが生まれる機会にしたいと思います。ぜひふるってご参加ください。四団体説明会は今回一回のみの開催ですので、全国からのご参加をお待ちしております。

なお、都合により参加できない遠方の事務所では、是非新人をとという事務所につきましては、メ

ールまたはFAXにて、詳しい募集要項(事務所名、採用担当者、連絡先、採用予定人数、勤務条件、事務所の特色等)を送付ください。当日参加した修習生に配布致します。

◇質問・参加受付

参加される事務所は、事務所名、参加者名をご記入の上、下記宛先まで FAXまたはメールで二月一日までにご連絡ください。

東京法律事務所

電話 〇三―三三三―五五〇六二一

FAX 〇三―三三三―五五七四二一

メール imazumi@tokyolaw.gr.jp

参加要綱

◆とき…二月二〇日(土)、午後二時～

◆ところ…主婦会館プラザエフ「カトレア」
(JR四ツ谷駅から徒歩一分)

◆参加費

事務所説明会 弁護士一人につき二万円

懇親会費 弁護士二人につき二万円

◆当日の予定

二時半開場

二時開始(学習会)

七〇期司法修習生を対象にした学習会で、ブラック企業問題について行う予定です。この時点では、事務所側は参加していただくなくても結構です。

一四時 事務所説明会開始

*遅くともこの時間までにお越しください。

一八時～ 懇親会

書評

全ての人に人間らしい労働を

『健康・安全で働き甲斐のある職場をつくる』

北海道 高崎 暢



策審議会（公益、経営、労働の三者同数で構成）の形骸化である。今政府が国会に提出している「残業代ゼロ」法案がその典型である。

本書は、その動きに直接警告を出すものではないが、当事者である経営者・労働者と産業医など職業保健サービスを担う専門職の役割の重要性を指摘し、提言でも、課題解決のために「労使は社会的パートナーである」ことが強調されていることからみて、最近の動きに対するアンチテーゼを提供していることは明らかである。

そこで、本書を多くの方々を読んでいただき、労働雇用問題について、国の基本政策として「デューセントワーク」を位置づけさせる活動や運動を広げてほしい。

長年にわたり過労死・過労自殺などに関わってきた者として、すべての人が人間らしい労働を通じて生活の質向上を実感できるように社会の構築が急がなければならないことを、改めて実感させられた。

本書は、二〇一二年四月、日本学術会議「労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全委員会」が提言した「労働・雇用と安全衛生に関わるシステムの再構築を」について、二五名の第一人者によって、わかりやすく解説したものである。

第I部は、今、雇用の場で何が起きているのか？——働く人の実態、第II部は、職場の環境安全問題とリスク管理・マネジメント、第III部は、労働と関係する病気の予防と働く人の健康増進、第IV部は、これからの職域保険サービスのあり方

ている。

本書は、わかりやすさだけではなく、類書にはみられない、多様でかつ深い視点からの示唆に富む情報や専門的な解説がちりばめられており一読に値する。資料的な価値も見逃せない。

ところで、労働政策決定の場から労働者の声を遠ざける動きが目につく。安倍首相は、

——重要な専門職の役割、第V部は、新しい取り組みの強化——世界の潮流をふまえてどのような改革と改善を進めるか？の五部構成となつ

改造内閣の「最大のチャレンジ」は、「働き方改革」だとして、加藤勝信一億総活躍担当相を「働き方改革担当相」に任命し、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現をあげ、「非正規」という言葉をこの国から一掃すると述べた（八月三日の記者会見）。この「働き方改革」は、本来であれば、厚生労働省の所管である。この「厚生省はずし」のねらいは、厚生労働大臣の諮問機関である労働政

新刊 旧刊

『健康・安全で働き甲斐のある職場をつくる』

岸—金堂玲子／森岡孝二編著
出版社…ミネルヴァ書房
定 価…三四〇〇円＋税
A5判 三三〇頁

南スーダンに派遣されている自衛隊の即時撤退を求める声明

1 日本政府は、二〇一二年二月、国連平和維持活動(PKO)協力法に基づく「国際平和協力業務」に従事させるため、南スーダンに展開している「国連南スーダン派遣団」(United Nations Mission in the Republic of South Sudan、略称「UNMISS」)へ陸上自衛隊施設部隊約三五〇名を派遣した。その後も隊員の入れ替えを行いつつ、現在、第一〇次派遣隊約三五〇名が南スーダンの首都ジュバにて、道路・駐車場整備や側溝の設置、清掃活動などに従事している。

2 ところが、南スーダンは、二〇一三年二月以来、大統領派と副大統領派の武力衝突が起り、住民を巻き込んで激しい内戦状態に陥っている。政府軍と反政府軍双方によって数千人が殺害され、二四〇万人が家を追われ、虐殺、レ

イプ、拷問などの残虐行為が行われ、多数の子どもが少年兵としてたたかうことを強制されている。約一八万人を超える民間人が南スーダン各地にある国連施設に逃げ込み、外に出ることができない状態にある。

二〇一五年八月二〇日に発表された国連報告書——「南スーダンに関する専門家委員会の暫定報告書」では「政府軍と関連武装グループによる二〇一五年四月〜七月のユニティ州攻撃」として次のような事実を告発している。

「恐るべき人権侵害。本委員会は、政府軍がいわゆる『焦土作戦』をユニティ州全域で実行したことを知った。政府の同盟軍は、村々を破壊し続けた。人が中にある家屋に火をつけ、家畜その他の金品を略奪し、学校や病院など主要なインフラを襲撃し破壊した。さらに、彼らは民間人を無差別に殺害し、殴打し、拷問にかけ

た。……子どもたちは特に被害を受けた。……多くの子どもが殺され、七歳の子どもたちを含めレイプされ、拉致あるいは(少年兵として)州内での戦闘を強制された。……本委員会は、少女たちがしばしば両親や地域の人々の前でレイプされ、その後、生きたまま家ごと焼かれた、との証言を聞いた」

二〇一六年二月一七日夜から一八日朝にかけて、南スーダンの北東部マラカルにある国連平和維持軍(PKF)の設置した「文民保護キャンプ」で異なる民族の間に衝突が起き、これに政府軍が介入し、キャンプの住民に多数の死傷者が出た。このキャンプで病院を運営する「国境なき医師団」は、少なくとも一八人の住民が死亡し、三六人の負傷者が出たと発表した。

さらに、ジュバで二〇一六年七月一〇日に勃発した大統領派と副大統領派の戦闘により現地

今後の日程

【常任委員会】

*第3回 2016年12月 2日(金)～ 3日(土) 沖 縄

*第4回 2017年 3月 3日(金)～ 4日(土) 宇都宮

【第48回定時総会】

*2017年 6月24日(土)～25日(日) 東 京

【第16回人権研究交流集会】

*2017年11月25日(土)～26日(日) 大 阪

議する議長声明」を発表し、そもそも海外における武力行使につながる自衛隊の海外派兵自体憲法九条一項に違反すると指摘しつつ、PKO五原則が崩れた状況下での自衛隊の南スーダンからの即時撤退を求めてきた。

現在、南スーダンの治安は劇的に悪化し内乱状態に陥っていることからすると、すでにPKO五原則は遵守されておらず、従来のPKO協力法に照らしても自衛隊の派遣は違法である。



▼今月号の表紙写真は「モンテネグロの子ども」です。何年前か、チトーの旧ユーゴスラヴィアを旅する企画に申し込みましたものの、

三週間余の長期日程のせいか催行不決定になったことがあった。▼大学時代に渋谷で観たユーゴ映画『ネレトヴァの闘い』でのチトーのバルチザンに強烈な記憶がある。「七つの国境、六つの共和国、五つの民族、四つの言語、三つの宗教、二つの文字、一つの国家」のユーゴはスターリンのソ連とは違ったチトーの自主管理・非同盟の独自の社会主義国を目指す欧米とも交流のあった特異な国だった。▼三〇万人近い死者

で内戦状態に陥つてことを認め、現地に派遣されている自衛隊を即時撤退させるとともに、憲法違反の「駆け付け警護」「安全確保業務」などの新任務を付与した自衛隊の部隊を新たに派遣することのないよう強く求める。

二〇一六年八月二日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 原 和 良

と三五〇万を超える難民や避難民を出した凄惨なユーゴ内戦から二〇年余、旧ユーゴはどう変わったのか。今後本紙の表紙にセルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロの子どもたちや母子の写真を掲載する。▼その子どもたちの笑顔からは、建物にいた砲弾や銃弾の跡が残るにも拘わらず、やっと戦禍から立ち直り、平和な暮らしが戻ってきたことが見てとれる。▼しかし、中東には又、あらたな民族・宗教問題による紛争が勃発し、ユーゴの悲劇の根源はいまだに解決されていない。多様性と異質性を許容し、寛容する世界の実現はまだ遠い。

(宮本 智)